

## 令和8年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係）Q & A

令和8年5月  
国 税 庁

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正が行われました。

これらの改正のうち、令和8年12月に行う年末調整など、令和8年12月以後の源泉徴収事務に関する事項を中心にQ & Aとして取りまとめましたので、参考としてください。

なお、これらの改正の概要については、「[令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし](#)」の1～3ページをご確認ください。

（注）このQ & Aは令和8年5月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

### 《 目 次 》

《 凡 例 》	1
【改正の適用時期】	2
Q 1-1 改正の適用時期	2
Q 1-2 施行日前の年末調整関係書類の提出	3
Q 1-3 令和8年12月1日以後居住者として給与の支払を受けていない人	3
【令和8年分年末調整関係書類の記載事項】	4
Q 2-1 扶養控除等申告書の記載事項	4
Q 2-2 基礎控除申告書の記載事項	4
Q 2-3 配偶者控除等申告書の記載事項	5
Q 2-4 特定親族特別控除申告書の記載事項	5
【令和8年分年末調整における年税額の計算】	6
Q 3-1 年調年税額を計算する上での注意点	6
Q 3-2 ひとり親控除	7
Q 3-3 源泉徴収票の様式	7
【令和9年分以後の給与の源泉徴収事務】	7
Q 4-1 令和9年分以後の給与の源泉徴収事務の改正	7
【公的年金等に係る令和8年度税制改正】	8
Q 5-1 基礎控除の引上げに伴う公的年金等の源泉徴収税額の精算	8
Q 5-2 令和8年12月に精算が実施される公的年金等の範囲	8
【令和8年分の所得税に係る準確定申告等】	10
Q 6-1 令和8年11月30日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等	10
Q 6-2 令和8年12月1日以後にe-Taxソフトで準確定申告書を提出する場合の基礎控除	10
Q 6-3 令和8年11月30日以前に海外勤務のため国外転出する場合の基礎控除等の具体的な適用方法	11
Q 6-4 非居住者の場合の基礎控除額	11
【令和8年度税制改正による改正後の控除等と確定申告】	13
Q 7-1 令和8年度税制改正による改正後の控除等と確定申告	13

## 《 凡 例 》

このQ & Aで使用する用語について解説します。

### 【給与】

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（所得税法第28条に規定するもの）

### 【給与の支払者】

給与の支払をする者（常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者を除きます。）

### 【所得要件】

扶養親族、同一生計配偶者、特定親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件

### 【扶養控除等申告書】

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

### 【配偶者控除等申告書】

「給与所得者の配偶者控除等申告書」

### 【特定親族特別控除申告書】

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」

### 【基礎控除申告書】

「給与所得者の基礎控除申告書」

## 【改正の適用時期】

### Q 1 - 1 改正の適用時期

基礎控除の引上げ等の改正について、具体的にはいつから適用され、給与や公的年金等の源泉徴収事務については、いつから変更が生じますか。

[A]

令和 8 年度税制改正による次の①から③までの改正事項については、令和 8 年 12 月 1 日に施行され、令和 8 年分以後の所得税について適用されます。

- ① 基礎控除の引上げ
- ② 給与所得控除の最低保障額の引上げ及びそれに伴う「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正
- ③ 扶養親族等の所得要件の改正

また、次の④及び⑤の改正事項については、令和 9 年 1 月 1 日に施行され、同日以後に支払うべき給与及び公的年金等について適用されます。

- ④ 「源泉徴収税額表」の改正
- ⑤ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ

(注) 上記①から⑤までの改正の概要については、「[令和 8 年 4 月源泉所得税の改正のあらまし](#)」の 1～3 ページをご確認ください。

これらの改正により給与や公的年金等の源泉徴収事務に変更が生じる時期は、それぞれ以下のとおりとなります。

(給与の源泉徴収事務)

令和 8 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 8 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 8 年 12 月に行う年末調整の際に、上記①の引上げ後の基礎控除額及び上記②の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います (Q 3 - 1 参照)。

また、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与については、上記④の改正後の「源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を計算することとなります。

(注) 令和 8 年分の給与の源泉徴収事務においては、上記③の改正は、令和 8 年 12 月 1 日以後に支払う給与から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要となります (Q 2 - 1 参照)。

(公的年金等の源泉徴収事務)

令和 8 年 11 月までの公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 8 年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。)の源泉徴収事務において、その支払者は、令和 8 年 12 月の年金支払時に、上記⑤の改正後の所定の基礎的控除額を用いて計算した 1 年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります(この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。)(Q 5 - 1 参照)。

また、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等については、上記⑤の引上げ後の基礎的控除額を使用して源泉徴収税額を計算することとなります。

(注) 公的年金等の受給者が、令和8年分の所得税について、上記③の改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります(Q7-1参照)。

#### Q1-2 施行日前の年末調整関係書類の提出

当社の従業員は、例年11月から基礎控除申告書などの年末調整関係書類を提出しています。令和8年については、令和8年12月1日からの改正を反映した年末調整関係書類を、同日前から提出することとしても差し支えないですか。

[A]

実務上、令和8年12月1日から年末調整関係書類の提出を受けたのでは、年末調整間に合わない事態も想定されますので、同日以後適用される改正を反映した年末調整関係書類について、同日前から提出することとしても差し支えありません。

#### Q1-3 令和8年12月1日以後居住者として給与の支払を受けていない人

令和8年中に死亡により退職した人及び年の途中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった人などで、居住者として最後に給与の支払を受けた日が、令和8年11月30日以前である人の年末調整においては、令和8年度税制改正による改正後の基礎控除等は適用されないのですか。

[A]

令和8年12月1日以後に行う年末調整においては、令和8年度税制改正による改正後の「基礎控除」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」<sup>(注1)</sup>及び「扶養親族等の所得要件」(以下「改正後の控除等」といいます。)が適用されることとなります。

一方で、年末調整は、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際に行うこととされていますので、ご質問のように、令和8年分の最後の給与を令和8年11月30日以前に支払った場合の年末調整においては、改正後の控除等は適用されません。

このため、その給与の支払を受けた人が改正後の控除等の適用を受けるためには、確定申告等をする必要があります<sup>(注2)</sup>。

(注) 1 令和8年度税制改正による改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」について、詳細はQ3-1の①をご確認ください。

2 具体的な適用方法は、Q6-3、7-1をご確認ください。

## 【令和8年分年末調整関係書類の記載事項】

### Q2-1 扶養控除等申告書の記載事項

当社では、年末調整に際し、既に提出されている扶養控除等申告書を従業員に返却し、各人が申告書に記載した事項に異動がないか、申告漏れとなっている事項がないか再度確認することとしています。

令和8年12月から扶養親族等の所得要件が改正されますが、令和8年分扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありますか。

[A]

令和8年分の扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありません。

ただし、令和8年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます。

この改正により、例えば、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員は、その旨を記載した扶養控除等申告書を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を扶養控除等申告書に記載する際には、扶養控除等申告書の「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日 改正」などと記載してください。

(注) 令和8年11月30日以前に支払う給与については、「源泉徴収税額表」を使用する際の「扶養親族等の数」に、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を含めないようご注意ください。

また、従業員は、この申告書を、原則として令和8年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができます。

(注) 令和8年分の扶養控除等申告書の様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

### Q2-2 基礎控除申告書の記載事項

令和8年12月に行う年末調整の際に提出する基礎控除申告書に記載する事項について、どのような点に注意すればよいですか。

[A]

令和8年12月1日から、合計所得金額に応じて基礎控除額を引き上げる改正が行われました。

このため、基礎控除申告書に、その合計所得金額に応じた改正後の基礎控除額を正しく記載する必要があります。

### Q 2 - 3 配偶者控除等申告書の記載事項

令和8年12月に行う年末調整の際に提出する配偶者控除等申告書に記載する事項について、どのような点に注意すればよいですか。

[A]

給与所得控除の最低保障額が、65万円から74万円に引き上げられました。

このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額を正しく記載する必要があります。

（注） 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました。

### Q 2 - 4 特定親族特別控除申告書の記載事項

令和8年12月に行う年末調整の際に提出する特定親族特別控除申告書に記載する事項について、どのような点に注意すればよいですか。

[A]

給与所得控除の最低保障額が、65万円から74万円に引き上げられました。

このため、特定親族に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、特定親族特別控除額を正しく記載する必要があります。

（注） 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました。

なお、扶養控除等申告書に源泉控除対象親族として記載していた特定親族が、改正により控除対象扶養親族（特定扶養親族）に該当することとなった場合には、その親族は扶養控除の対象となります（この場合、異動があった旨を記載した扶養控除等申告書を提出する必要があります（Q 2 - 1 参照））。

## 【令和8年分年末調整における年税額の計算】

### Q3-1 年調年税額を計算する上での注意点

令和8年12月に行う年末調整での税額計算において注意する点を教えてください。

[A]

令和8年12月に行う年末調整の税額計算において、注意する点は以下のとおりです。

#### ① 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める令和8年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

また、令和8・9年分の給与の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、その給与に係る給与所得の金額については、上記にかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与の収入金額	69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
その給与に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 -74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記を加味した表とすることを予定しています（この表については、令和8年8月末頃に国税庁ホームページに掲載する「令和8年分年末調整のしかた」に掲載予定です）。

令和8年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

#### ② 基礎控除額（改正後）の控除

基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除してください。

#### ③ 本年分の毎月の徴収税額の合計額と年調年税額との差額の取扱い

本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分（通常は本年12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」（以下「徴収税額」といいます。）から差し引き、過納となった人に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する徴収税額から差し引き順次還付します。

なお、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても過納額を還付しきれないと見込まれる場合については、「[源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書](#)」を作成し、所轄税務署に提出することで、過納額の還付を受けることができます。

### Q 3-2 ひとり親控除

令和8年度税制改正において、ひとり親控除の控除額が引き上げられたと聞きましたが、令和8年分の年末調整に影響はありますか。

[A]

令和8年度税制改正において、ひとり親控除の控除額が38万円（改正前：35万円）に引き上げられましたが、この改正は、令和9年分以後の所得税について適用されますので、令和8年分の年末調整には影響はありません。

### Q 3-3 源泉徴収票の様式

「令和8年分給与所得の源泉徴収票」は、昨年までのものから改正されるのですか。

[A]

令和8年度税制改正に伴う「給与所得の源泉徴収票」の改正はありません。

ただし、国税システムの更改に伴い、令和8年8月以降、「給与所得の源泉徴収票」を含む全ての法定調書の様式が変わります。詳しくは、「[国税システムの更改について](#)」をご確認ください。

また、令和9年1月以後に提出する令和8年分の源泉徴収票については、市区町村に給与支払報告書を提出した場合、税務署に提出する必要がありません（受給者には引き続き交付する必要があります。）。詳しくは、「[源泉徴収票のみなし提出の特例 特設ページ](#)」をご確認ください。

## 【令和9年分以後の給与の源泉徴収事務】

### Q 4-1 令和9年分以後の給与の源泉徴収事務の改正

令和9年分以後の給与の源泉徴収事務について、注意する点を教えてください。

[A]

「源泉徴収税額表」が改正されましたので、令和9年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和9年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を計算してください。

（注） 「令和9年分 源泉徴収税額表」は、国税庁ホームページに令和8年8月末頃に掲載予定です。

## 【公的年金等に係る令和8年度税制改正】

### Q5-1 基礎控除の引上げに伴う公的年金等の源泉徴収税額の精算

基礎控除の引上げに伴い、令和8年分の一定の公的年金等については、令和8年12月に源泉徴収税額の精算が実施されると聞いていますが、どのように行われるのですか。

[A]

令和8年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。以下同じです。）の源泉徴収において、その支払者は、令和8年12月の年金支払時に、次表の基礎的控除額（令和8年12月の精算時）を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行うこととなります（注）。

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和8年12月の精算時	(参考)令和8年の各月の年金支払時
65歳以上	242万円以下 (2階部分のみの場合には163万円以下)	公的年金等の月割額×25%＋ 110,000円 (180,000円未満となる場合は、180,000円)	公的年金等の月割額×25%＋ 105,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)
	242万円超 (2階部分のみの場合には163万円超)		公的年金等の月割額×25%＋ 100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%＋ 110,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)	公的年金等の月割額×25%＋ 105,000円 (130,000円未満となる場合は、130,000円)
	213万円超		公的年金等の月割額×25%＋ 100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)

この精算により、受給者に還付すべき金額が生じる場合には、その還付すべき金額を原則として公的年金等の支払者から還付します。

なお、公的年金等の受給者が、令和8年分の所得税について、改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります（Q7-1参照）。

（注） 令和8年12月に公的年金等の支払がなく、公的年金等の支払者による上記の精算が行われなかった場合で、令和8年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、公的年金等の受給者は確定申告書を提出することにより精算することができます。

### Q5-2 令和8年12月に精算が実施される公的年金等の範囲

基礎控除の引上げに伴い、令和8年分の一定の公的年金等については、令和8年12月に源泉徴収税額の精算が実施されると聞いていますが、どのような公的年金等が対象となりますか。

[A]

公的年金等のうち、以下のものが対象となります（令和8年12月に公的年金等の支払がない場合には、源泉徴収税額の精算の対象とはなりません。）。

- ① 厚生労働大臣が支給する公的年金等
- ② 国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等
- ③ 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会が支給する公的年金等
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等

- ⑤ 地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等
- ⑥ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号。他の法律において準用する場合を含みます。）による公的年金等
- ⑦ 執行官法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 18 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和 41 年法律第 111 号）附則第 13 条の規定による公的年金等
- ⑧ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 32 条第 2 項に規定する存続組合又は同法附則第 48 条第 1 項に規定する指定基金が支給する同法附則第 33 条第 1 項に規定する特例年金給付である公的年金等
- ⑨ 総務大臣が外国人（日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が 17 年以上であり、かつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認めた当該外国人に限ります。）に支給する終身の年金である公的年金等

（注） 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等は対象となりません。

## 【令和8年分の所得税に係る準確定申告等】

### Q6-1 令和8年11月30日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等

令和8年11月30日以前に令和8年分の準確定申告書を提出する場合には、令和8年度税制改正による改正後の控除等の適用は受けることができないのでしょうか。

[A]

令和8年度税制改正による基礎控除の引上げ等（上記「Q1-1 改正の適用時期」の①から③までの改正）は、令和8年12月1日から施行することとされていることから、同年11月30日以前にいわゆる準確定申告書<sup>(注1)</sup>を提出する場合には、改正後の控除等は適用されないこととなります。

その上で、令和8年11月30日以前に準確定申告書を提出した方は、同年12月1日から令和13年12月1日（月）までに更正の請求を行うことにより、令和8年度税制改正による改正後の控除等の適用を受けることができます<sup>(注2)</sup>。

(注) 1 「年の途中で死亡した場合の確定申告」又は「年の途中で出国<sup>(※)</sup>をする場合の確定申告」により提出される確定申告書をいいます。以下同じです。

※ 「出国」とは、居住者については、納税管理人の選任届出をしないで国内に住所等を有しないこととなることをいいます。

2 既に提出した準確定申告書に係る法定申告期限が到来していない場合には、訂正申告書の提出により改正後の控除等の適用を受けることができます。

3 令和8年度税制改正による改正後の控除等については、令和8年12月1日から施行されるため、同日前に期限が到来する予定納税額の減額申請においては、適用はありませんので、改正前の規定に基づき申請する必要があります。

### Q6-2 令和8年12月1日以後にe-Taxソフトで準確定申告書を提出する場合の基礎控除

令和8年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合、e-Taxソフトでは「基礎控除」欄に95万円までの金額しか入力できません。令和8年度税制改正による改正後の基礎控除を適用するには、どうすればよいのでしょうか。

[A]

令和8年12月1日以後に、令和8年分の準確定申告書を提出する場合には、その準確定申告の際に、令和8年度税制改正による改正後の基礎控除の適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和8年の間は令和7年分の確定申告書の様式を使用することとなるため、e-Taxソフトを利用する場合の基礎控除額の入力については、次のとおりです。

申告書第一表の「基礎控除」欄には金額を入力せず、初期表示の「0,000」のままとし、「雑損控除」欄に改正後の基礎控除額を入力してください。

なお、雑損控除も入力する必要がある場合は、雑損控除額と改正後の基礎控除額を合わせた金額を入力してください。

また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「基礎控除額●●●円」（雑損控除額もある場合は、「雑損控除額●●●円、基礎控除額●●●円」と入力してください。

Q6-3 令和8年11月30日以前に海外勤務のため国外転出する場合の改正後の控除等の具体的な適用方法

令和8年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所及び居所を有しないこととなり非居住者となる場合、令和8年度税制改正による改正後の控除等の適用を受けるためにどのような方法がありますか。なお、収入は給与1か所のみで、国内に住所及び居所を有しないこととなるまでに年末調整をする予定です。また、居住者期間中に10万円超の医療費の支払があるため、還付申告をしようと考えています。

[A]

令和8年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所及び居所を有しないこととなることにより、年末調整で改正後の控除等の適用を受けない場合には、以下の方法により、改正後の控除等の適用を受けることができます。

① 出国<sup>(注1)</sup>の時までに準確定申告書を提出する場合

令和8年12月1日から令和13年12月1日(月)までに更正の請求書を提出する。

② 上記①以外の場合

令和8年12月1日以後に準確定申告書等を提出する<sup>(注2、3)</sup>。

なお、国内に住所及び居所を有しない間に上記①の更正の請求書の提出や上記②の準確定申告書等の提出をする場合、納税管理人の選任届出書の提出をすることにより、納税管理人を選任する必要があります。

(注) 1 納税管理人の選任届出書の提出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。

2 納税管理人の選任届出書の提出を行って国内に住所等を有しないこととなった方は、「年途中で出国をする場合の確定申告」に係る準確定申告は行うことができません。そのため、通常の確定申告と同様の方法によることとなります。

3 確定申告義務がある場合は、国内に住所等を有しなくなる時までに準確定申告書又は納税管理人の選任届出書の提出をする必要がありますのでご注意ください。

Q6-4 非居住者の場合の基礎控除額

令和7年12月31日以前に海外勤務のため国外転出し、令和8年は1年を通じて海外に勤務する(非居住者となる)予定ですが、国内の不動産の貸付けによる所得があるため、納税管理人を通じて当該不動産所得に係る確定申告を行いたいと考えております。この場合の基礎控除額は、いくらになりますか。

[A]

令和8年度税制改正により、所得税法第86条の基礎控除額と租税特別措置法第41条の16の2(基礎控除等の特例)の加算額が引き上げられましたが、このうち、基礎控除等の特例については、居住者のみ適用されることとなっておりますので、令和8年中を通じて非居住者となる方は、次の改正後の基礎控除額を適用することとなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後 令和8年分以後	改正前
2,350万円以下	62万円	58万円

- (注) 1 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。
- 2 なお、令和8年の途中で国内に住所及び居所を有しないこととなる場合における納税管理人を通じて行う確定申告については、居住者期間を有することとなるため、合計所得金額に応じて基礎控除等の特例が適用されることとなります。

## 【令和8年度税制改正による改正後の控除等と確定申告】

### Q7-1 令和8年度税制改正による改正後の控除等と確定申告

令和8年度税制改正による改正後の控除等の適用を受けるために、確定申告が必要ですか。

[A]

#### ○ 給与所得者の方

令和8年12月1日以後の年末調整において、令和8年度税制改正による改正後の控除等が適用されている方は、改正後の控除等の適用を受けるための確定申告は不要です。

一方で、「令和8年の途中で海外の支店等への転勤などにより非居住者となった方」や「令和8年中に死亡により退職した方」、「休業や休職した方で令和8年末までに復職していない方」で、令和8年11月30日以前に居住者として令和8年分の最後の給与の支払を受け、その際に年末調整を受けた方については、年末調整では改正後の控除等が適用されていませんので、改正後の控除等の適用を受けるためには、確定申告が必要です<sup>(注)</sup>。

また、令和8年の途中で退職し、年末調整を受けていない方についても、改正後の控除等が適用されていませんので、同様に改正後の控除等の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

(注) 源泉徴収税額のない場合（源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合等）には、確定申告をして改正後の控除等の適用を受けたとしても、還付される税金はありません。

#### ○ 公的年金所得者の方

令和8年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。以下同じです。）の源泉徴収において、令和8年12月の年金支払時に、改正後の所定の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行い、還付すべき金額が生じた方には、原則として公的年金等の支払者から還付をしています。

この精算についての詳細は、上記Q5-1、Q5-2をご覧ください。

一方で、令和8年中に以下の①又は②に該当する方は、確定申告をすることにより源泉徴収された所得税が還付されることがあります<sup>(注1・2)</sup>。

① 令和8年12月に公的年金等の支払がなく、令和8年12月の年金支払時の精算が行われなかった場合で、令和8年分の公的年金等について源泉徴収された税額がある方

② 扶養親族、同一生計配偶者及びひとり親の生計を一にする子の所得要件が、58万円から62万円に引き上げられたことにより、新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする方

(注) 1 公的年金等以外の所得がある人は、他の所得を加味して基礎控除額や所得税額が算定されます。

2 源泉徴収税額のない場合（源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合等）には、確定申告をしても、還付される税金はありません。